

作業環境評価基準の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（測定結果の評価）

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げるところにより、第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。

- 一 A測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定）作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）のみを行った場合

（表 略）

- 二 A測定及びB測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十条の二第二項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を行った場合

2
3
4
（略）

別表（第二条関係）

物の種類	管理濃度
（略）	（略）
五 エチレンイミン	（略）

（測定結果の評価）

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げるところにより、第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。

- 一 A測定（作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）のみを行った場合

（表 略）

- 二 A測定及びB測定（作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定（作業環境測定基準第十条第四項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を行った場合

2
3
4
（略）

別表（第二条関係）

物の種類	管理濃度
（略）	（略）
五 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）	五マイクロメートル以上の繊維として〇・一五本每立方セ

六 エチレンオキシド	(略)
(略)	(略)
三十三 硫酸ジメチル	(略)
三十三の二 石綿(アモサイ ト及びクロシドライトを除 く。)	五マイクロメートル以上の繊 維として〇・一五本毎立方セ ンチメートル
(略)	(略)

六 エチレンイミン	ンチメートル
六の二 エチレンオキシド	(略)
(略)	(略)
三十三 硫酸ジメチル	(略)
(略)	(略)